

「統一的な新地方公会計」情報の利活用について

平成 30 年 5 月 11 日（金）

講師：元千葉県習志野市会計管理者 宮澤正泰氏

記録：都市政策・地域経済コース 阿部泉咲

ワークショップ参加者には会計の専門家が少なく、会計（あるいは簿記）についての予備知識に個人間で偏りがあったものの、宮澤氏の分かりやすい解説のもと、統一的な新地方会計についての理解を深めることができた。以下、4項目に分け、ご講演の概要を記録した。

1. 新地方公会計制度について

現行の法制度上、国の会計は単式簿記・現金主義会計である。その根拠は、憲法第 85 条「国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする」や財政法「支出とは、国の各般の需要を充たすための現金の支払いをいう」に求められる。国及び自治体の主な収入は税金によることから、現金主義会計による予算と決算が住民への説明責任を果たすために必要なであるとされた。

公会計制度改革は小泉総理大臣時代の「改革なくして成長なし」のスローガンのもと行われた改革の一つであった。当改革以前には、単式簿記・現金主義会計のもと資産の減価償却費を計上する必要がなく、自治体において一定の固定資産台帳が整備されておらず、資産の一覧的把握が不可能であった。新地方公会計の導入において法制化のハードルが高かったため、平成 27 年 1 月 23 日、統一的な基準による地方公会計の整備促進について大臣通知に基づき導入された。当大臣通知は、総務省の強い要請に基づくものであり、①複式簿記・発生主義会計の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保などが求められた。

単式簿記と複式簿記の違いについて、「車を現金 100 万円で購入した」という簡単な例を挙げて説明すると、単式簿記では「現金 100 万円のマイナス」のみを計上するのに対し、複式簿記ではそれに加え、「車（資産）のプラス」も計上する。つまり、複式簿記では一つの取引を二面的に記録する。取引は、費用、収益、資産、純資産、負債の五つの要素に分類され仕訳がなされる。その結果、貸借対照表では資産と負債・純資産が借方と貸方でバランスし、損益計算書においては、費用と収益の差額が損益となる。

複式簿記・発生主義の導入により、自治体の資産取得の財源が一目でわかると同時に、不適切な会計操作が比較的困難となり、財政状況がチェックしやすくなる。また、固定資産が減価償却されることから、会計期末時点での残存価額（簿価）が把握できる。

2. 指標の見方について

従来決算統計や健全化指標等の指標に加え、財務書類のデータ等による指標を用いて分析することで、当該自治体の財政状況を多角的に分析することが可能になった。特に、これらの指標は経年で比較することや類似団体と比較することにより、全体の大まかな傾向を把握するのに有効である。

主な指標の見方は、以下のとおりである。

- ・住民一人当たりの資産額

<参照：貸借対照表（資産合計額）、決算カード（住民基本台帳人口）>

「資産合計÷住民基本台帳人口」で住民一人当たりの資産額とすることにより、住民等にとってりかいししやすい情報になるとともに、他団体との比較が容易になる。

- ・有形固定資産の行政目的別割合

＜参照：付属明細書（有形固定資産行政目的別明細）＞

有形固定資産の行政目的別（生活インフラ・国土保全、福祉、教育等）の割合を算出することにより、行政分野ごとの社会資本形成の比重を把握することができ、経年比較や類似団体との比較により資産形成の特徴を把握し、今後の資産整備の方向性検討の参考になる。

- ・歳入額対資産比率

＜参照：貸借対照表（資産合計額）、資金収支計算書（歳入額）＞

当該年度の歳入総額に対する資産の比率（資産合計÷歳入額）を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入何年分に相当するかを表し、自治体の資産形成の度合いを把握することができる。

- ・有形固定資産減価償却率

＜参照：貸借対照表（有形固定資産：取得価格等・減価償却累計額）＞

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合（減価償却累計額÷償却資産の取得原価等×100）を算出することにより、耐用年数に対して試算に取得からどの程度経過しているのかを全体として把握できる。

3. 財務諸類の活用事例について

習志野市におけるバランスシート探検隊事業より、下水道事業をマクロ的に見てみると、2010年時点で1964年までに取得した固定資産は期末簿価がゼロであることが分かる（償却がほぼ完了）。固定資産を期末簿価と減価償却累計額に分けた棒グラフを十数年分並べると、今後の整備についての予測が可視化される。

4. 予算決算に活用するヒント

- ・貸借対照表と歳入・歳出データの関係

歳出は、次年度以降に影響を及ぼす支出の場合は貸借対照表の借方（資産）に計上し、消費のための支出の場合は行政コスト計算書の借方（費用）に計上する。次に、返済義務のある収入と返済義務のない収入を貸借対照表の貸方（負債・純資産）に計上し、行政コスト計算書の貸方（収益）にも返済義務のない収入を計上する。資産の減価償却費も、費用に計上する。

- ・施設維持及び事業実施にかかるフルコスト

施設の維持には一年目のイニシャルコストだけではなく、それ以降のライフサイクルコスト、ランニングコストがかかるが、単式簿記・現金主義会計では把握が困難である。新地方公会計制度を導入すれば、ライフサイクルコスト、ランニングコストが可視化されるため、フルコストの観点から施設維持・事業実施を中長期的に管理できる。

以上